## 

NO. 50

## 不当労働行為撲滅へ向けて大きな前

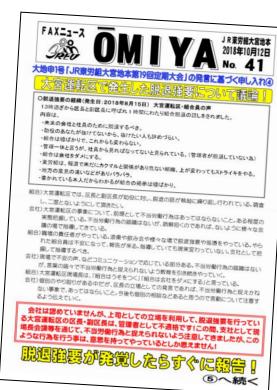
この間、JR東労組は不当労働行為と思われる事象に対し、 機関に依存することなく、職場からたたかいを創り出してきました。

## 大宮地本の実践を学ぼう

大宮地本は本部の秋のたたかいの方針に基づき、 不当労働行為と思われる事象が発生した際には、職 場の仲間と共に当該の組合員が立ち上がり、職場で 抗議を行いました。

その職場でのたたかいを基礎に、団体交渉 (2018.10.11)にて日時、場所、誰が誰に、どういった 内容なのかの具体論で提起し、会社から不当労働行 為の認識はないとしながらも「不当労働行為と捉えか ねない事象で、あってはならないこと」と回答がありま した。

細は大宮地本FAXニュースを参照 No. 38~43)



大宮地本HP

http://jreuomiya.web.fc2.com/

## その団体交渉の後、会社から 「管理者の皆さんへ」という文書が発行されたようです

「管理者の皆さんへ」という文書が10月19日付で人事部長名で会社から発出されたようです。実際 に文書を見た組合員から概略として、①大宮地本から、「脱退強要」、「組合差別」等を指摘 した申し入れが提出されるという事態が生じた。このような事態は、会社がこれまで 不当労働行為を行わないように厳しく注意・指導をしてきた経緯を踏まえれば、誠に ②全社において、このような指摘がされないよう、十分に配慮されることを強く 要請する ③職場において、不当労働行為と評価されるような事実が確認された場合 には、コンプライアンス上の観点から、会社の責任が問われ、会社として関係者の責 任を問わざるを得ない という内容の文書が出されたようです。

職場のたたかいの成果を確認しよう 織の強化・拡大を進